

○警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇五十八 略」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条 「同上」 「一〇五十八 同上」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条 法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇五十八 略」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七十二条（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条 「同上」 「一〇五十八 同上」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七十二条（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 「一〇五十八 略」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）」	（暴力的不法行為等） 第一条 「同上」 「一〇五十八 同上」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

○暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇五十八 略」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第七十二条（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百零二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百零四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪	「同上」 「一〇五十八 同上」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第七十二条（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百零二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百零四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

○古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇五十八 略」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七十二条（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条 「同上」 「一〇五十八 同上」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七十二条（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

○国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇五十八 略」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条 「同上」 「一〇五十八 同上」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第一百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

○確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇五十八 略」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第七條第二号（第三十七條、第四十一條第一項、第六十二條の三、第六十二條の七第一項及び第六十三條の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九條第十一号若しくは第十二号、第一百十二條第二号（第三十八條第一項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）、第六十二條の四第一項（第六十二條の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二條の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四條第一号（第四十一條第三項及び第四項、第六十二條の七第三項及び第四項並びに第六十三條の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三條の三十三第二項及び第七十七條に係る部分に限る。）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第三条 「同上」 「一〇五十八 同上」 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第七條第二号（第三十七條、第四十一條第一項及び第六十三條の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九條第十号、第一百十二條第二号（第三十八條第一項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四條第一号（第四十一條第三項及び第四項並びに第六十三條の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七條に係る部分に限る。）に規定する罪

に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。